



国民年金の未納を防ぐために…

知っていますか？保険料の免除制度

国民年金保険料は、毎月納めていただいておりますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが、できなくなることがあります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることが、できない場合があります。そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「全額免除」又は「一部免除」される制度があります。

- ▲全額免除…保険料の全額を免除 ※平成27年度は、月額 15,590円
- ▲一部免除…保険料の一部を免除 (4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

〈免除が承認された場合の保険料額〉

平成27年度	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保険料額 (月額)	0円	3,900円	7,800円	11,690円

※減額された保険料を納めていない期間は、未納扱いとなります。

免除を受けるための条件

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が下の計算式の金額以下であれば、免除を受けることができます。

全額免除	$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除等
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除等
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除等

※申請者本人のほか、配偶者及び世帯主のいずれの方も、前年所得が上の計算式の内金額以下である必要があります。

※平成26年7月～平成27年6月分の申請については、平成25年中の所得で審査を行います。

免除を受けるためには、申請が必要です

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、日高町役場本庁及び各出張所等又は、年金事務所にご提出ください。この申請用紙は、各窓口にご用意しているほか、日本年金機構のホームページからも印刷できます。

また、全額免除及び納付猶予(30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に、保険料が納付猶予される制度)の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き、全額免除または納付猶予の承認を希望する場合には、申請が不要(申請書にある継続希望欄に1.するに丸をつけた場合のみ)になります。ただし、失業を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度以降も申請書の提出が必要です。

※審査は、住民税の申告内容を元に行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

過去2年前まで遡って免除申請ができます

平成26年4月より過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)まで免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料に未納期間がある方は、苫小牧年金事務所へお問合せください。

免除期間の保険料は、後から納めることができます

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、10年以内であれば後から保険料を納めることができ、納めると年金額は、減少しなくなります。ただし免除承認を受けた期間の翌年から数えて3年度目以降に追納をすると、当時の保険料に一定額が加算されます。

＜お問い合わせ先＞ 苫小牧年金事務所 電話 0144-36-6135

※ねんきん情報便は次回より隔月掲載となります。



ストップ・ザ・交通事故死！
—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

○発生件数	6件
○死者数	0人
○傷者数	7人

2015年3月31日現在

町民一人ひとりが交通マナーを守り、
交通事故のない社会を目指しましょう。

春の全国交通安全運動

5月11日（月）～5月20日（水）

☆行楽期に向けて速度の出し過ぎ＝重大事故＝

- スピードの怖さを知ってください
・・・速度が2倍になると衝撃は4倍になります。
- 低速ならばはっきり見えても
・・・速度が上がると認識できる範囲が狭くなります。

☆安全運転はみんなの願い

- 車も自転車も歩行者も交通ルールを守り、飲んだら乗らない！
乗るなら飲まない！
運転者はマナーを守り、少しでも歩行者の立場に立ち安全運転に努めましょう。



☆自転車は安全ルールを守って、楽しく乗ろう！

日高地区交通災害共済に加入しましょう

＝年額500円で、3万円から80万円の見舞金＝（1日以上の通院日数より支給されます。）

- 共済の目的 日高管内の住民が、交通事故により災害を受けた場合、これを救済し、住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。
- 加入できる方 日高管内に住民登録をしている方はどなたでも加入できます。
- 会費 1人年額500円です。（途中加入する場合も同じ）
- 共済期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
- 加入奨励金 各自治会等が取りまとめた、団体加入に対して加入奨励金(1人×50円)が交付されます。
- 加入方法 加入申込書に住所・氏名等を記入し、役場住民課、総合支所地域経済課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所へお申し込みください。

◎ 日常生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

**毎月15日は道民交通安全の日
交通事故抑止7大セーフティーキャンペーン**

1. 高齢者事故防止
2. 自転車走行ルール・マナーアップ
3. シートベルト全席着用
4. スピードダウン
5. 飲酒運転根絶
6. 居眠り運転防止
7. デイ・ライト実践

◇デイ・ライトで安全運転
昼間のライト点灯に協力を！

(昼間点灯効果)

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ